

技術基準の各条、項の整理の考え方

「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」における技術基準の各条、項の整理の考え方を以下のとおり整理する。

【基本的考え方】

- 設工認申請対象設備が各条、項の適用を受けるもののうち、適合性確認を実施するものは「○」、適合性について既認可から変更がないものは「△」を記載する。
- 設工認申請対象設備が各条、項の適用を受けないものは「－」を記載する。

【施設全体として適合性確認を実施する条文に対する考え方】

- 設工認申請対象設備ごとではなく、施設全体として適合性確認を実施する条文（再処理の場合 第六条 地震による損傷の防止（第3項のみ）、第七条 津波による損傷の防止、第九条 再処理施設への人の不法な侵入等の防止、第三十三条 地震による損傷の防止（第2項のみ））は、設工認申請対象設備ごとに条文の適用を受けるものではないため、「－」を記載する。
- 「施設共通」の行を追加で作成し、「○」を記載する。

【事業変更許可申請書を踏まえた考え方】

- 第五条 安全機能を有する施設の地盤、第三十二条 重大事故等対処施設の地盤は、事業変更許可申請書において耐震重要施設等及び常設重大事故等対処施設設置位置の地盤に対して評価を実施していることから、耐震重要施設等及び常設重大事故等対処施設に該当する建物・構築物、屋外機器に対して「○」を記載する。

耐震重要施設等：地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設及びそれらを支持する建物・構築物

常設重大事故等対処施設：常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物

- 別紙に示す各条、項については、適合性確認の対象が「安全機能を有する施設」であるものの、事業変更許可申請書において設計対象を防護対象施設、設計対処施設および防護設備に整理していることから、防護対象施設、設計対処施設および防護設備に対して「○」を記載する。

以上

条文、項		「○」又は「△」 を記載する対象	「-」を記載する 対象
第八条（外部からの衝撃による損傷の防止）			
1 項	安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・防護対象施設 ・設計対処施設	・左記以外の安全機能を有する施設
2 項	安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により再処理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・防護対象施設 ・設計対処施設	・左記以外の安全機能を有する施設
3 項	安全機能を有する施設は、航空機の墜落により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・防護対象施設 ・防護設計を行う設備	・左記以外の安全機能を有する施設
第十二条（再処理施設内における溢水による損傷の防止）			
1 項	安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・防護対象施設 ・溢水防護設備	・左記以外の安全機能を有する施設
第十三条（再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）			
1 項	安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・防護対象施設 ・薬品防護設備	・左記以外の安全機能を有する施設